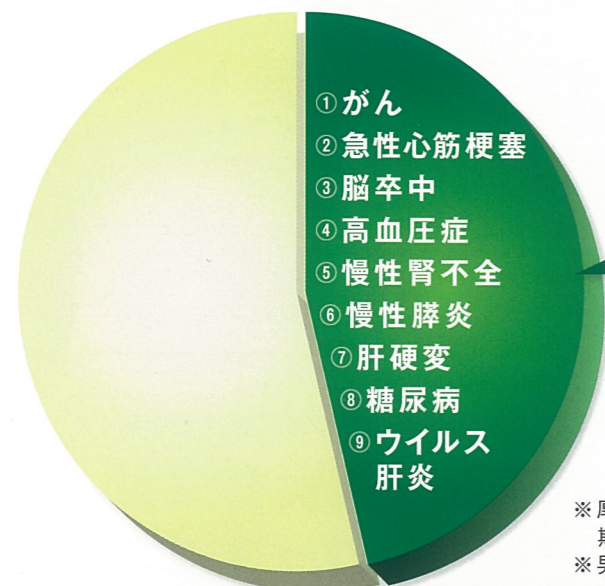


JAの住宅ローンなら、さまざまな病気のリスクから、マイホームを守れます。



30歳以上の  
男性の死亡原因の  
約2人に1人が  
「9大疾病」

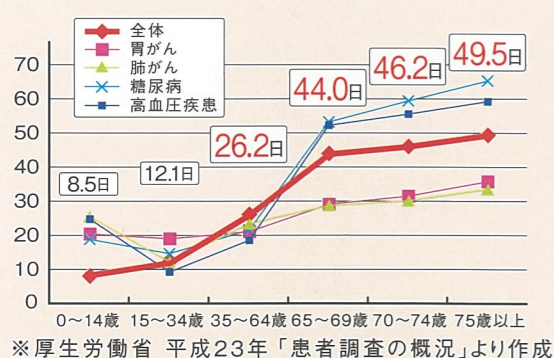
※厚生労働省「人口動態調査」2012年より作成  
期間：2012年1～12月  
※男性30代以上を対象としております。

30歳以上の男性の死亡原因の46.5%が、9大疾病です。住宅ローンを抱える世代にとって9大疾病は、将来における不安が大きい病気と言えます。

## 9大疾病補償付住宅ローン

内容については右面へ

年齢階層別の平均「入院」日数



住宅ローンの借入年齢を境に  
長期化する「入院日数」。  
長期入院の家計への負担に備えるなら

### JA長期継続入院保障付住宅ローン

内容については右面へ

死亡原因の代表的な「三大疾病」

がん……………28.7%  
脳卒中……………5.9%  
急性心筋梗塞……………3.4%

※厚生労働省「人口動態調査」2012年より作成  
期間：2012年1～12月

医療技術が進歩した今も、  
死因の4割程度を占める「三大疾病」。  
この3つの病気のリスクに備えるなら

### JA三大疾病保障付住宅ローン

内容については右面へ

あなたに合った「安心」で  
自由に選べる住宅ローンです。

JAで住宅ローンを組む際にご加入される「団信(団体信用生命共済)」は、お客さまが万一(死亡または後遺障害)のとき、住宅ローンの返済をJAが全額肩代わりし、残されたご家族に家を残すための仕組みです。  
この「団信」を基本として、災害や疾病による「入院」、または「三大疾病」を患った場合のリスクをカバーする(共済)や、「9大疾病」など幅広い病気のリスクをカバーできる(保険)もあります。  
JAの住宅ローンに、これらの(共済)や(保険)を自由に組み合わせ、あなたに合った「安心」をプラスしてください。

	死亡・後遺障害の保障だけでOKなら	死亡・後遺障害に加え長期入院のリスクもカバーするなら	死亡・後遺障害に加え三大疾病のリスクもカバーするなら	死亡・後遺障害に加え幅広い病気のリスクもカバーするなら	死亡・後遺障害に加え入院も病気のリスクもカバーするなら
死亡・後遺障害保障(団信)					
共済		+	+		+
		長期継続入院保障	三大疾病保障		長期継続入院保障
保険				+	+
				9大疾病補償	9大疾病補償
共済・保険名(引受団体/引受会社)	団体信用生命共済 (全国共済農業協同組合連合会)	長期継続入院特約付 団体信用生命共済 (全国共済農業協同組合連合会)	三大疾病保障特約付 団体信用生命共済 (全国共済農業協同組合連合会)	団体信用生命共済 (全国共済農業協同組合連合会)	長期継続入院特約付 団体信用生命共済 (全国共済農業協同組合連合会)
				団体特定疾病債務補償保険 (共栄火災海上保険株式会社)	団体特定疾病債務補償保険 (共栄火災海上保険株式会社)



幅広く多くの疾病に備えたい方へ

# 9大疾病補償付住宅ローン

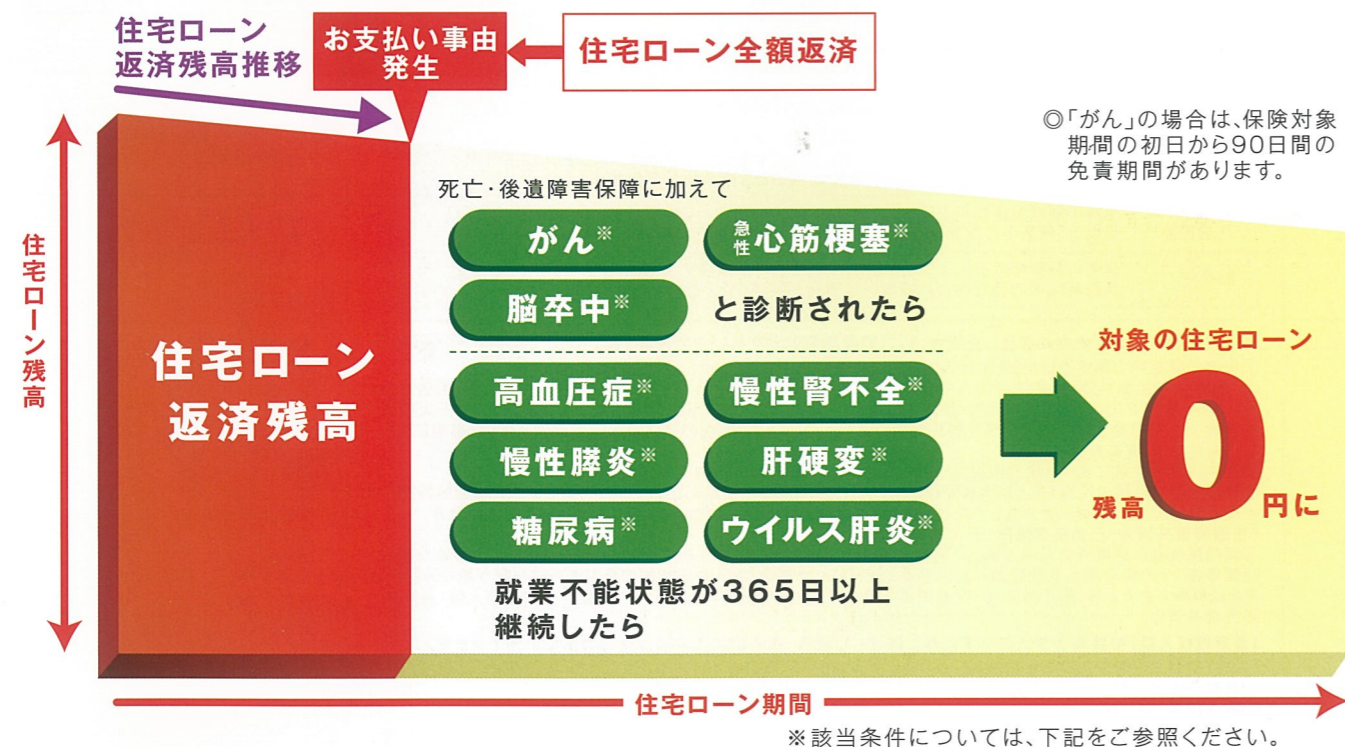
死亡・後遺障害保障\*に加え、9大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・慢性腎不全・慢性膵炎・肝硬変・糖尿病・ウイルス肝炎)により所定の状態と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしものときでも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となるJA住宅ローンです。

- ポイント
- ① 幅広い9大疾病に備えられます。
  - ② 所定の条件に該当した場合、住宅ローン残高が0円になります。

死亡・後遺障害保障*に加え	所定の条件に該当したら	がん	急性心筋梗塞	脳卒中	住宅ローン残高全額返済
	就業不能状態が365日以上継続したら	高血圧症	慢性腎不全	慢性膵炎	
		肝硬変	糖尿病	ウイルス肝炎	

\*死亡・後遺障害については、JA共済の団体信用生命共済で保障されます。

## 保障の概要とお支払い例



死亡・後遺障害保障に加え、次のいずれかに該当した場合、住宅ローン債務残高相当額が保険金として保険会社よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

■**がん** 保険対象期間内に、生まれて初めて悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。

■**急性心筋梗塞** 保険対象期間内に、急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき

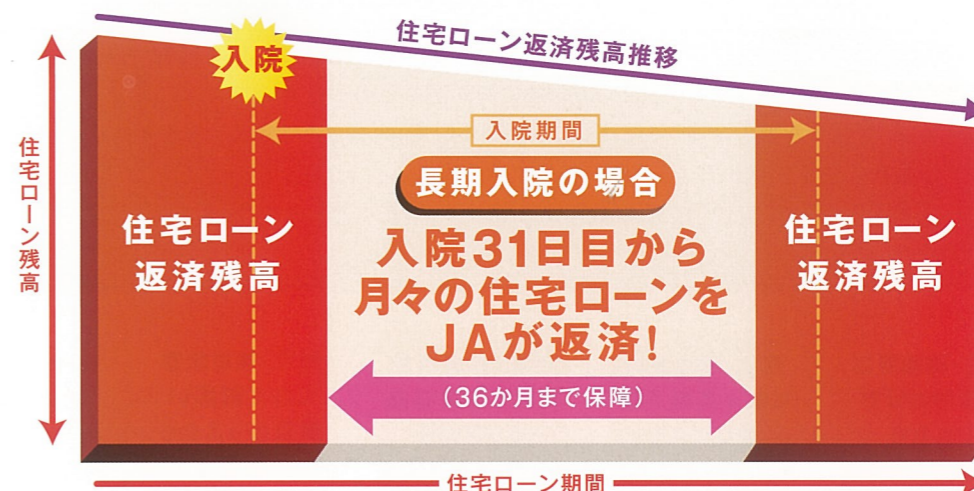
■**脳卒中** 保険対象期間内に、脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

■**高血圧症・慢性腎不全・慢性膵炎・肝硬変・糖尿病・ウイルス肝炎** 保険対象期間内に、高血圧症、慢性腎不全、慢性膵炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続したとき

入院の不安に備えたい方へ

# JA長期継続入院保障付住宅ローン

死亡・後遺障害保障に加え、災害や疾病により入院した場合、お客さまに安心して治療をしていただけるよう、対象の住宅ローンのご返済を一定期間サポートする、もしものときに「心強い味方」となるJA住宅ローンです。

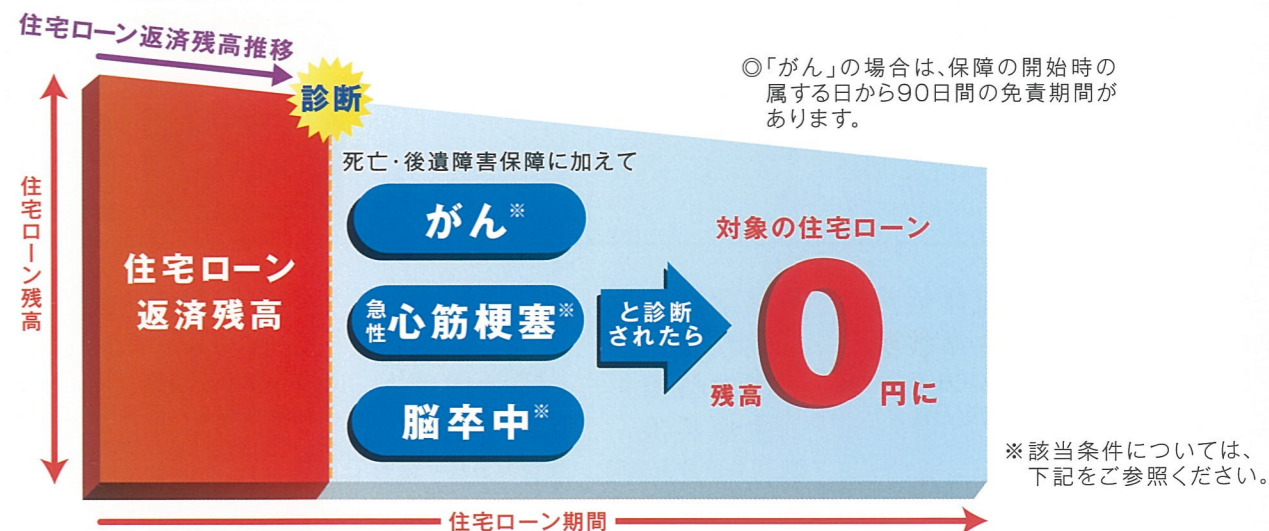


保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(入院した日から31日目となる日および以後の1か月ごとのその日の応当日)においてその入院が継続しているとき、月々のローン返済相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われます。ただし、保障期間を通して36か月分の支払いが限度となります。

## 「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の三大疾病に備えたい方へ

# JA三大疾病保障付住宅ローン

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により所定の状態と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしものときでも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となるJA住宅ローンです。



死亡・後遺障害保障に加え、次の事項に該当した場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

■**がん** 保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。

■**急性心筋梗塞** 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき

■**脳卒中** 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

(注)上記の事項に該当した場合であっても、住宅ローンの返済にかかる約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。詳しくは、お近くのJA窓口までご相談ください。



ご留意いただきたい事項

共済

- JA住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点については、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
  - ローンのお申込みにあたりましては、団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。
  - お借換えにもご利用いただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。
- ※下記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、「団体信用生命共済のご説明」および「申込書ご記入のご案内」を必ずお読みいただきお申込みください。また、特約付の団体信用生命共済にお申込みされる場合は、「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」または「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずお読みください。

保険

- JA住宅ローンでご利用いただく9大疾病補償保険(正式名称:団体特定疾病債務補償保険)は共栄火災海上保険株式会社の引受けとなり、団体信用生命共済とセットでご加入いただけますが、9大疾病補償保険の内容の詳細やご不明な点については、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
  - ローンのお申込みにあたりましては、9大疾病補償保険の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。
- ※下記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、「申込書ご記入のご案内」、「団体特定疾病債務補償保険のしおり」および団体特定疾病債務補償保険に関する「重要事項のご説明」を必ずお読みいただきお申込みください。※9大疾病補償保険(団体特定疾病債務補償保険)は、農林中央金庫を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険(団体契約)です。

		共済			保険
名称		団体信用生命共済	長期継続入院特約付 団体信用生命共済	三大疾病保障特約付 団体信用生命共済	団体特定疾病債務補償保険 (9大疾病補償保険)
年齢		20歳から65歳	20歳から65歳	20歳から50歳	20歳から50歳
対象期間		この共済・保険契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。			保険対象期間の終了日は債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。
告知		共済は「団体信用生命共済 被共済者加入申込書」、保険は「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」で健康状態を告知していただきます。 ※告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されまると、共済金・保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知の内容や全国共済農業協同組合連合会・共栄火災海上保険株式会社で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。 ※今までに、悪性新生物(上皮内がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがある場合には、「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」「9大疾病補償保険」にご加入いただくことはできません。			
医師の診査		借入金額が <b>団体信用生命</b> :5,000万円/ <b>長期継続入院</b> :5,000万円/ <b>三大疾病保障</b> :3,000万円/ <b>9大疾病補償</b> :3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。(健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)			
死亡共済金		死亡されたとき			—
後遺障害共済金		保障の開始時以後に生じた疾病または傷害により、所定の後遺障害の状態になられたとき			—
お支払い事由	長期継続入院共済金/ 三大疾病共済金/ 9大疾病補償保険金	<p><b>【長期継続入院共済金】</b></p> <p>①入院の条件 保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(入院した日から31日目となる日および以後の1か月ごとのその日の応当日)においてその入院が継続しているとき。ただし、保障期間を通して36か月分の支払いが限度となります。</p> <p>②支払われる共済金の額 (1)初回の給付基準日においては、その日以後最初に到来する返済日における約定返済額 (2)次回以後の給付基準日においては、各給付基準日が到来することに、すでに到来した最終の約定返済日の翌約定返済日における約定返済額 ※約定返済額に、約定延滞利息、遅延損害金等は含まれません。</p> <p><b>【三大疾病共済金】</b> 三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき</p> <p>悪性新生物(がん) 保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。</p> <p>急性心筋梗塞 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>脳卒中 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>			<p>① 保険対象期間内に、生まれて初めて悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。</p> <p>② 保険対象期間内に、急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>③ 保険対象期間内に、脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>④ 保険対象期間内に、高血圧症、慢性腎不全、慢性肺炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を合せて365日以上継続したとき</p>
	お支払いができない場合	<p>被共済者が次のいずれかに該当した場合、( )の共済金のお支払いができません。</p> <p>①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金)</p> <p>②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病保障:三大疾病共済金/長期継続入院:長期継続入院共済金)[ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]</p> <p>③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金)</p> <p>④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態になられたとき。または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき/保障の開始時前の災害または疾病が原因で入院されたとき(後遺障害共済金・三大疾病保障:三大疾病共済金/長期継続入院:長期継続入院共済金)</p> <p>⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病保障:三大疾病共済金/長期継続入院:長期継続入院共済金)</p> <p><b>【長期継続入院】</b>被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。</p> <p>①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき</p> <p>②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき</p> <p>③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき</p> <p>④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき</p> <p>⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき</p> <p>⑥薬物依存により入院されたとき</p> <p>※「お支払い事由」が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金・保険金の一部が削減されることがあります。</p>			<p>被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。</p> <p>①「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。)</p> <p>②保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、慢性腎不全、慢性肺炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病したとき</p> <p>③被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取る目的で保険金支払事由が発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき</p>
	引受団体・引受会社	全国共済農業協同組合連合会	全国共済農業協同組合連合会	全国共済農業協同組合連合会	共栄火災海上保険株式会社